

横浜市立洋光台第四小学校 いじめ防止基本方針

平成26年2月21日策定（令和6年3月25日改定）

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

○いじめの定義 横浜市いじめ防止対策推進法

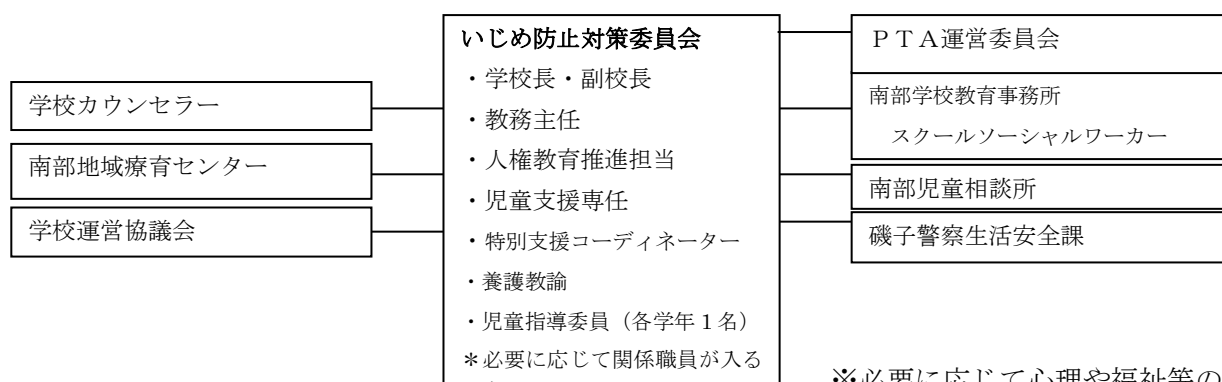
法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

○いじめ防止等に向けての基本理念

- ・あらゆる教育活動を通じ、誰もが安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ・子どもが主体的となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、児童会活動を中心にいじめを防止する取組を指導、支援する。
- ・いじめは、どのクラス、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- ・いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くという姿勢をもち、いじめの把握に努めるとともに学校として組織的に取り組む。
- ・相談窓口を設け、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、児童一人ひとりの状況の把握に努める。
- ・教職員一人ひとりがつらい思いをしている児童の気持ちに寄り添い、その思いをしっかりと受け止める力の向上を図る。
- ・学校と保護者は児童の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめの未然防止に向けた取組を、広く保護者や地域に発信し、連携・協力を図る。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

○委員会の構成員、組織の構成



※必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める

○委員会の運営

- ・毎月1回、定期的に開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに開催する。
- ・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

○委員会の活動内容

●未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知

●早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

●取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実施・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む）

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

○いじめの未然防止

- ・「洋四スタンダード」をもとに、一人一人がルールを守り、安心して生活できる雰囲気づくりに教職員全体で取り組む
- ・人権教育及び道徳教育の推進
- ・教師による分かる授業づくりのための授業改善
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用した集団づくり
- ・校外活動（社会科見学及び全校遠足）や宿泊体験学習、学級における係や当番活動を通して仲間づくりの支援や自己有用感の醸成
- ・たてわり活動や児童主体の「あいさつ運動」を通じ、児童間の温かい交流を支援
- ・総合学習等を通して思いやりや自己肯定感の育成
- ・学校説明会、懇談会、学校だより等での保護者への啓発活動
- ・児童や保護者を対象に、インターネットを通じて行われるいじめ防止啓発のための資料配布及び学習会（情報モラル教室、携帯ネット安心講座、非行防止教室）の実施

○いじめの早期発見

- ・いじめの定義を含む教職員への研修
- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり（打合せ、職員会等の場での情報共有を推進）
- ・校内において児童の見守り（朝の門や昇降口での声かけ、授業中や休み時間等の巡回）
- ・定期的な生活に関わるアンケート調査やいじめ解決一斉キャンペーンの実施
- ・児童理解のために横浜プログラムアセスメントを活用
- ・児童との個人面談（適宜実施）
- ・保護者との個人面談の実施（7月・12月）
- ・相談窓口の設置
- ・インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進
- ・小中学校間の連携強化
- ・地域、放課後キッズクラブ、学童との情報交換
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、いじめ110番電話相談、磯子区教育相談等、関係機関との連携

○いじめに対する措置

- ・いじめの発見、通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会に報告・相談し、学校として組織的に対応する。
- ・いじめ防止対策委員会で情報共有し、対策方針を決定する。(記録を残す。)
- ・いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴き取り、児童の状態に合わせた継続的なケアを行う。
- ・保護者は、児童がいじめを行うことのないよう規範意識を養うための指導を行うように努める。
- ・また、いじめを受けた児童の保護者は、適切に児童をいじめから保護する。
- ・いじめを知らせてきた児童に対しての安全も確保する。
- ・いじめを行った児童に対しては、事情や心情を聴き取り、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状態に合わせた継続的な指導及び支援を行う。
- ・いじめが、暴行や障害等犯罪行為にあたると思われる場合や、いじめを受けた児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して児童を守る措置を行う。

○いじめの解消

- ・いじめ事案が十分対応されず放置されたり、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、継続的に状況確認を行い、教育的観点から被害・加害の児童の経過を追い、再発等の防止を図る。
- ・いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。
 - ①いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること
 - ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

○教職員等への研修

- ・児童理解研修の充実(打合せや職員会議等の場で、教職員全体で定期的に情報共有や研修を行う。)
- ・児童理解、いじめ防止及び対応に関する研修の計画実施(夏季休業中)

○学校運営協議会等の活用

- ・PTA運営委員会や学校・家庭・地域連絡協議会、洋光台第二中ブロック、三校合同懇話会を活用し、各学校の情報を共有し、いじめの問題や課題に対し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

○取組の年間計画 (予定)

月	取組内容	
4月	年間計画と重点指導内容等の確認、引き継ぎ いじめの定義・児童理解研修	授業参観・懇談会等で基本方針説明 地域訪問
5月	たてわり活動開始、全校遠足 学校生活についてのアンケート①、児童理解研修 「いじめ早期発見のための生活アンケート」(記名式・教育相談)	授業参観、学校説明会で基本方針説明
6月	携帯・ネット安心講座 児童理解研修、中学校ブロック定例会①	学校運営協議会・学校家庭地域連絡協議会で基本方針説明 携帯・ネット安心講座(保護者へ参加の呼びかけ) 土曜参観
7月	振り返りカード①、横浜子ども会議(中学校ブロック) 児童理解研修、人権研修、特別支援研修、地域パトロール	個人面談(二者面談)
8月	地域パトロール、横浜子ども会議(磯子区全体会) 児童理解研修(専任教諭夏季研修に基づく校内研修)	
9月	児童理解研修	授業参観・懇談会
10月	運動会 児童理解研修	
11月	学校生活についてのアンケート②、非行防止教室 振り返りカード②、児童理解研修	非行防止教室(保護者へ参加の呼びかけ)
12月	人権集会・いじめ防止月間の取組 「いじめ解決一斉キャンペーン」アンケート・面談(無記名) 児童理解研修、中学校ブロック定例会②	個人面談(二者面談) 三校懇話会
1月	児童理解研修	
2月	新一年生入学説明会 幼稚園、保育園、小学校による連絡会、児童理解研修	懇談会(4組のみ) 授業参観・懇談会(全学年)
3月	小中学校による連絡会、中学校ブロック定例会③ 年間の振り返り、新年度への引き継ぎ、児童理解研修	個人面談(4組のみ) 学校報告会
年間	いじめ防止対策委員会(月1回・随時) 教育相談(随時)、あいさつ運動、たてわり活動	

4 重大事態への対処

○重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

○発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。必要に応じて専門機関や警察等、関連機関への通報を行い、支援要請をする。

○重大事態の調査

いじめ防止対策委員会が中心となり、事実関係の調査を実施し、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図る。

○児童・保護者への報告

学校はいじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。これらの情報については、プライバシーに配慮するなど、扱いにおいては十分に配慮し、適切に提供する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(PDCAサイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。